

佐久市省エネ家電製品普及促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、古い家電製品から省エネ家電製品への買換えによる普及促進を図ることにより地球温暖化を防止するとともに、市民の地球温暖化防止への意識啓発に寄与するため、省エネ家電製品の購入に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「省エネ家電製品」とは、LED照明及び電気冷蔵庫をいう。

(対象製品)

第3条 補助金の交付の対象となる省エネ家電製品（以下「対象製品」という。）は、市内の事業所において購入した未使用品であり、かつ、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) LED照明

- ア 既存の照明（LED照明を除く。）からの買換えであること。
- イ 買い換えるLED照明の購入価格の合計額が、5千円以上であること。
- ウ 設置工事を伴うLED照明については、購入価格に設置工事費を含むこと。

(2) 電気冷蔵庫

- ア 既存の電気冷蔵庫（平成22年以前に製造されたものに限る。）からの買換えであること。
- イ 申請できる台数は、1台までとする。
- ウ 購入時点において、経済産業省が定める最新の省エネ基準達成率が100パーセント以上であること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当する個人とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、自らが居住している市内にある住宅（店舗付き住宅を含む。）に対象製品を設置する者
- (2) 市税等の滞納がない者
- (3) 同一世帯において、申請する対象製品と同一の対象製品に係るこの要

綱による補助金の交付を受けた者がいないこと。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、次の表のとおりとする。

対象製品の種類	補助対象経費	購入事業所の区分	補助率	補助限度額
LED照明	本体の購入価格の合計額（設置工事費及び消費税を含む。）	市内に本店を有する事業所	補助対象経費の2分の1以内	5千円
		上記以外の事業所	補助対象経費の4分の1以内	2千円
電気冷蔵庫	本体の購入価格（消費税を含む。）	市内に本店を有する事業所	補助対象経費の5分の1以内	3万円
		上記以外の事業所	補助対象経費の10分の1以内	1万円

2 前項の規定により算出した補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 国、県その他の団体の補助制度と併用する場合は、補助対象経費の額から当該補助制度で受ける補助金の額を控除するものとする。

4 LED照明の補助対象経費が、市内に本店を有する事業所及びそれ以外の事業所で購入した金額の合算であった場合、補助率は、それぞれの事業所区分に応じた率とし、補助限度額は2千円とする。

(交付申請書等)

第6条 規則第3条に規定する申請書及び規則第12条に規定する実績報告書は、佐久市省エネ家電製品普及促進事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 対象製品を購入した際の領収書等の写し

(2) 対象製品の形状、規格、構造等が確認できるカタログや仕様書等の写し

(3) メーカーが発行した対象製品の保証書の写し

(4) 電気冷蔵庫にあっては、既存の電気冷蔵庫の製造年月日の分かる写真及び特定家庭用機器廃棄物管理票の写し

(5) 買換え前後の機器の設置状況等が分かる写真

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(確定通知等)

第7条 規則第6条及び第13条に規定による通知は、佐久市省エネ家電製品普及促進事業補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）によるものとする。

(補助金の請求)

第8条 規則第14条に規定する補助金等交付請求書は、佐久市省エネ家電製品普及促進事業補助金交付請求書（様式第3号）によるものとする。

(使用状況等の報告)

第9条 市長は、対象製品の購入及び設置により補助金の交付を受けた者(以下「対象製品設置者」という。)に対し、交付申請年度の翌年度から3年間、調査等の必要な協力を求めることができる。

(財産の処分制限)

第10条 対象製品設置者は、交付申請年度の翌年度から起算して、LED照明にあつては1年以内、電気冷蔵庫にあつては6年以内に、対象製品を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供するときは、市長の承認を得なければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。